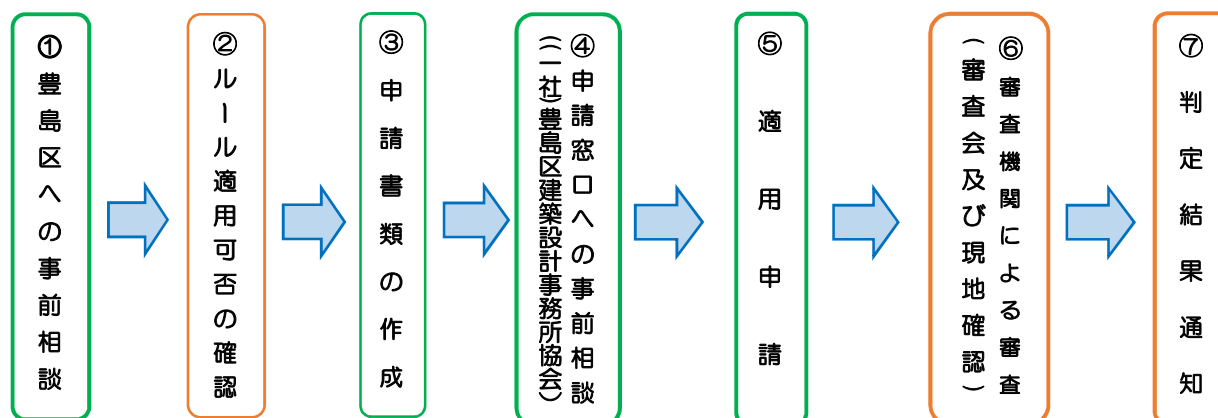


池袋地区駐車場地域ルール適用申請に関するご案内

■適用申請・審査の流れ

＜適用申請・審査の流れイメージ＞



※① 本区への事前相談の結果、ルール適用可と判断された場合には、池袋地区駐車場地域ルール運用協議会（申請窓口：一般社団法人豊島区建築設計事務所協会）へ事前相談案件を引継ぎます。

※⑥ 審査会では申請内容についての説明を求められますので、ご同席をお願いします。

※①～⑦までにかかる期間は、申請内容により異なります。スケジュールは余裕を持って計画してください。

■審査手数料及び地域貢献協力金

1) 審査手数料

地域ルール適用に伴う審査を実施するための費用として、以下の審査手数料を池袋地区駐車地域ルール運用協議会（以下、「運用協議会」）へお支払いいただきます。

審査手数料（申請1件あたり、消費税別）

（令和5年3月時点）

建物規模 （床面積）	隔地審査	附置義務台数低減 審査	附置義務台数低減及び 隔地の同時審査
25,000㎡以上	1,230,000円	2,290,000円	2,580,000円
25,000㎡未満 6,000㎡以上	1,230,000円	1,890,000円	2,310,000円
6,000㎡未満	1,100,000円	1,620,000円	2,040,000円

※申請を取り下げた場合、判定結果通後に適用を取りやめた場合の、いずれの場合も審査手数料は返還しませんので、あらかじめご了承ください

※上記は、現地調査1回及び審査会2回を行う場合の審査手数料です。審査の状況によって、追加の審査手数料をお支払いいただく場合がございます。

2) 地域貢献協力金

地域ルール適用により附置義務台数を低減する場合には、以下のとおり、地域貢献協力金をご負担いただきます。

地域貢献協力金は、運用協議会が管理し、地域の駐車・交通対策の実施費用、地域ルールの運用にかかる事務経費等に充てるものです。

地域貢献協力金（附置義務低減台数1台あたり）・・・ 2,000,000円

＜納付時期＞

① 判定結果通知から3か月以内・・・地域貢献協力金の10%相当額

② 工事完了時から3か月以内・・・地域貢献協力金のうち既に支払った金額を除いた額

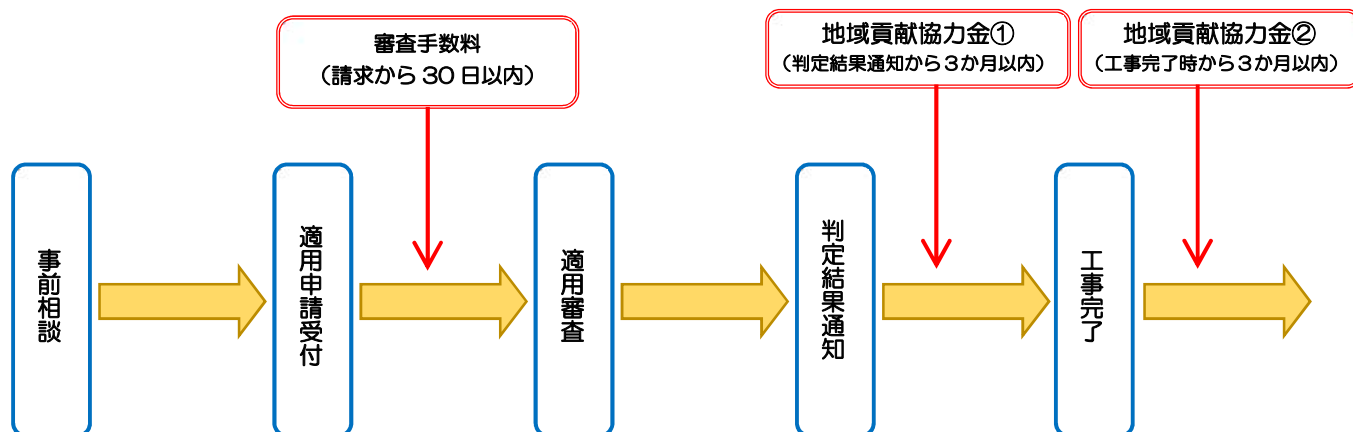
※ 地域貢献協力金の10%相当額を納付後、計画の見直し等で附置義務低減台数の変更により地域貢献協力金の額が変更された場合、申請者は変更後の地域貢献協力金の10%相当額から既に支払われた地域貢献協力金の額を除いた額を、（変更）判定結果通知時から3か月以内に納付するものとする。

※ 附置義務低減台数の変更により地域貢献協力金の額が変更された場合には、変更後の地域貢献協力金の額から既に支払われた地域貢献協力金の額を除いた額を、工事完了時から3か月以内に納付していただきます。

※ 一度納付された地域貢献協力金は返還しません。

※ 申請者が申請取り下げ届、又は申請取りやめ届を提出した場合、届出以降に納付予定であった地域貢献協力金については納付義務を負わないものとします。

<審査手数料及び地域貢献協力金の納付時期>



※ 審査手数料、地域貢献協力金①②について、納付時期になりましたら、運用協議会より請求書を発行しますので、請求書記載の銀行口座へのお振込をお願いします。

■地域ルール適用後の対応について

池袋地区駐車場地域ルール要綱第12条に基づき、地域ルールの適用を受けた者は、地域ルールの実効性を確保するため、以下の①及び②を実施していただきます。あらかじめご理解の上、ご協力をお願いします。

① 地域の駐車環境を適正に維持するための検討と対応

- ・適用者は、駐車施設を隔地で確保したことにより駐車場不足、違法路上駐車が発生しないよう隔地駐車施設への案内及び誘導等のための対策を実施する。
- ・適用者は、当該駐車施設に起因して周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたときは、速やかに誘導員の配置など、必要な措置を講ずる。

② 駐車施設の維持管理及び駐車実態調査の実施と報告

- ・適用者は、駐車施設の利用状況及び確保状況を確認し、運用協議会へ1年毎に報告を行う（第6号様式「地域ルール適用駐車施設の運用状況報告書」の提出）。
 - 一 駐車施設を隔地で確保している場合においても、集約駐車施設に設置した駐車施設の利用状況が適切に報告できるように運用・管理を行うこと
 - 一 駐車施設を隔地で確保している場合、駐車施設が継続して確保されていることが確認できるように、1年毎に賃貸借契約が継続していることが確認できる書類を提出すること

■お問い合わせ先

【池袋地区駐車場地域ルール運用協議会事務局】

事前相談 豊島区都市整備部都市計画課駐車まちづくりグループ

〒170-0013 豊島区南池袋2-45-1 TEL: 03 (4566) 2635

FAX: 03 (3980) 5135

E-mail: A0022603@city.toshima.lg.jp

申請窓口 一般社団法人豊島区建築設計事務所協会

〒170-0013 豊島区東池袋3-10-1 TEL: 03 (6312) 3366

FAX: 03 (6325) 7394

E-mail: kenchikusekkei@t.toshima.ne.jp

発行: 令和5年3月

※ 地域ルールの内容につきましては、別途「池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル」をご確認ください